

第32回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 令和 2年 1月27日 (月曜日)

開催場所 標茶町役場議場

○議事日程

- | | | |
|-----|--|-----|
| 第 1 | 会議録署名委員の指名について | |
| 第 2 | 会期決定について | |
| 第 3 | 会務報告 | |
| 第 4 | 報告第 80号 農用地利用関係調整・あっせん申出に係る
あっせん委員の指名について | 8件 |
| 第 5 | 報告第 81号 農用地譲渡申出に係るあっせん結果について | 1件 |
| 第 6 | 報告第 82号 農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について | 2件 |
| 第 7 | 議案第165号 現況証明願について | 1件 |
| 第 8 | 議案第166号 農業振興地域整備計画の変更について | 1件 |
| 第 9 | 議案第167号 農地法第3条の規定による許可申請について | 3件 |
| 第10 | 議案第168号 農用地利用集積計画の作成の要請について | 12件 |
| 第11 | 議案第169号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について | |

○出席委員 (15名)

1番 澁谷 洋 君	3番 高原 文男 君	4番 橘 澄子 君
5番 嶋中 勝 君	6番 甲斐やす子 君	7番 森田 享子 君
8番 大泉 義明 君	9番 渡邊 裕義 君	10番 平間 清 君
11番 類瀬 正幸 君	12番 熊谷 英二 君	13番 津野 斉 君
14番 笛木 眞一 君	15番 高橋 政寿 君	16番 佐瀬日出夫 君

○議事参与の制限を受けた委員 (1名)

■番 ■ 君

○欠席委員 (1名)

2番 高松 俊男 君

○その他出席者

事務局長 相撲 浩信 君
主任 不藤さとみ 君

振興係長 小幡 裕也 君
主 事 大河原 広 君

(会長 佐瀬日出夫君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長(佐瀬日出夫君) 只今から第32回標茶町農業委員会総会を開会致します。

只今の出席委員は15名、欠席1名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本総会は成立致しました。

(午前10時07分開会)

◎開会の宣告

○会長(佐瀬日出夫君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

15番・高橋君 3番・高原君

を指名致します。

◎会期の決定について

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第2。会期決定を議題と致します。

第32回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りと致したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日と決定致しました。

◎会務報告

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第3、会務報告を行います。

会務報告は印刷配布のとおりであります。

◎報告第80号

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第4、報告第80号、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、内容8件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号8まで内容8件について、審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号8まで内容8件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係大河原君。

○農地係(大河原広君) はい。

報告第80号について説明させていただきます。

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員を次のとおり指名したので報告するものであります。

指名したあっせん委員は、別紙のとおり 8 件となっております。

番号 1。

あっせん申出者、

さん。

申出面積、57.9ha。

指名年月日、令和2年1月7日。

申出の種類、賃貸借。

指名あっせん委員、嶋中委員、高松委員、平間委員。

なお、番号2から番号8まで、あっせん申出者、指名年月日が番号1と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

続きまして番号2。

申出面積、4.7ha。

申出の種類、売買。

指名あっせん委員、高原委員、笛木委員、大泉委員、澁谷委員。

なお、番号3から番号8まで、申出の種類、指名あっせん委員が番号2と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号3。

申出面積、9.6ha。

番号4。

申出面積、30.0ha。

番号5。

申出面積、18.9ha。

番号6。

申出面積、8.7ha。

番号7。

申出面積、11.3ha。

番号8。

申出面積、8.7ha。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって、番号1から番号8まで内容8件について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号8まで内容8件について、報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第80号、内容8件は報告のとおり承認されました。

◎報告第81号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第5、報告第81号、農用地譲渡申出に係るあっせん結果について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係大河原君。

○農地係（大河原 広君） はい。

報告第81号について説明させていただきます。

農用地譲渡申出に係るあっせん結果について次のとおり報告するものであります。

別紙のとおり1件となっております。

番号1。

あっせん譲渡申出者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX

XXXXXXXXXXさん。

あっせん委員長、笛木委員。

あっせん委員、大泉委員、高原委員、澁谷委員。

報告年月日、令和2年1月16日。

譲受人、地番、価格等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、字虹別原野440-1。

現況地目、畑。

面積、47,516㎡。

価格、3,080,000円。

譲受人氏名、XXXXXXXXXXさん。

予定資金関係は、自己資金となっております。

続きまして、土地の所在、字虹別原野73-1。

現況地目、畑。

面積、48,077㎡外1筆、合計96,506㎡。

価格、5,842,000円。

譲受人氏名、XXXXXXXXXXさん。

予定資金関係は、資金借入となっております。

続きまして、土地の所在、字標茶625-2。

現況地目、畑。

面積、51,146㎡外8筆、合計300,430㎡。

価格、20,053,000円。

譲受人氏名、XXXXXXXXXXさん。

予定資金関係は、自己資金となっております。

続きまして、土地の所在、字虹別原野546-1。

現況地目、畑。

面積、43,995㎡外3筆、合計189,913㎡。

価格、11,550,000円。

譲受人氏名、XXXXXXXXXXさん。

予定資金関係は、資金借入となっております。

続きまして、土地の所在、字虹別原野668-1。

現況地目、畑。

面積、39,112㎡外3筆、合計87,327㎡。

価格、5,819,000円。

譲受人氏名は、[REDACTED]さん。

予定資金関係は、資金借入となっております。

続きまして、土地の所在、字クチョロ176-1。

現況地目、畑。

面積、80,550㎡外4筆、合計113,984㎡。

価格、4,417,000円。

譲受人氏名、[REDACTED]さん。

予定資金関係は、自己資金となっております。

続きまして、土地の所在、字虹別原野72-1。

現況地目、畑。

面積、49,240㎡外1筆、合計87,283㎡。

価格、5,805,000円。

譲受人氏名、[REDACTED]さん。

予定資金関係は、資金借入となっております。

合計27筆、合計面積は922,959㎡。

なお、番号1につきましては、あっせん委員長であります笛木委員より、ご報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 14番・笛木君。

○14番（笛木眞一君） 14番・笛木。

報告第81号、番号1について報告致します。

令和2年1月7日にあっせん委員の指名があり、令和2年1月16日に大泉委員、高原委員、澁谷委員と私、事務局より相撲局長と大河原主事で役場大会議室において第1回あっせん委員会を開催致しました。

あっせん委員長に私が互選されました。

本件は、平成26年度に農地保有合理化事業により、公益財団法人 北海道農業公社の取得した農地を、[REDACTED]さん、[REDACTED]さん、[REDACTED]さん、[REDACTED]さん、[REDACTED]さん、[REDACTED]さん、[REDACTED]さんが借上げ、今年度より売渡を受ける案件となっております。

詳細については、事務局説明のとおりであります。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びににあっせんにあられました、14番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長 (佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

以上をもって、報告第81号、内容1件は報告のとおり承認されました。

◎報告第82号

○会長 (佐瀬日出夫君) 日程第6、報告第82号、農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について、内容2件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

なお、 番・ 君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になっておりますので、除斥を求めます。

(君退席)

事務局より内容説明させます。

農地係大河原君。

○農地係 (大河原広君) はい。

報告第82号について説明いたします。

農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について、次のとおり報告するものであります。

別紙のとおり2件となっております。

番号1。

あっせん賃貸借申出者、 、

 さん。

あっせん委員長、高松委員。

あっせん委員、嶋中委員、平間委員。

報告年月日、令和2年1月14日。

借受人、地番、金額等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、字上オソツベツ原野基線11-1。

現況地目、畑。

面積、32,954㎡外9筆、合計368,602㎡。

年間賃借料、260,420円となっております。

借受人氏名は、 さん。

賃貸借期間につきましては、公告の日から令和6年11月26日までとなっております。

なお、番号1につきましては、あっせん委員長であります高松委員ですが、本日は欠席しておりますので、届いている報告をもとに、事務局より報告させていただきます。

報告第82号、番号1について報告致します。

令和2年1月14日に、標茶町役場大会議室において、あっせん委員会があり、あっせん委員には嶋中委員、平間委員と私が指名され、事務局より相撲局長と大河原主事が出席し、あっせん委員長に私が互選されました。

この農地は さんよりあっせん申出があり、北海道農業公社が買入を実施した農地であり、5年後に公社より取得予定の さんへ賃貸するものです。

内容については事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長 (佐瀬日出夫君) 以上をもって番号1について事務局の説明、並びににあっせんにあたら

れました、2番・高松君の代理報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については報告のとおり承認されました。

(君復席)

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係大河原君。

○農地係（大河原広君） はい。

番号2について説明させていただきます。

あっせん賃貸借申出者、、
さん。

あっせん委員長、高松委員。

あっせん委員、嶋中委員、平間委員。

報告年月日、令和2年1月14日。

借受人、地番、金額等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、字上オソツベツ原野基線12-1。

現況地目、畑。

面積、11,527㎡外12筆、合計211,363㎡。

年間賃借料は、192,800円となっております。


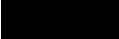
借受人氏名、さん。

賃貸借期間、公告の日から令和6年1月26日までとなっております。

なお、番号2につきましては、あっせん委員長であります高松委員ですが、本日は欠席しておりますので、届いている報告をもとに、事務局より報告させていただきます。

報告第82号、番号2について報告致します。

令和2年1月14日に、標茶町役場大会議室において、あっせん委員会があり、あっせん委員には嶋中委員、平間委員と私が指名され、事務局より相撲局長と大河原主事が出席し、あっせん委員長に私が互選されました。

この農地はさんよりあっせん申出があり、北海道農業公社が買入を実施した農地であり、5年後に公社より取得予定のさんへ賃貸するものです。

内容については事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号2について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、2番・高松君の代理報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第82号、内容2件については報告のとおり承認されました。

◎議案第165号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第7、議案第165号、現況証明願について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

議案第165号について説明させていただきます。

現況証明願について、北海道農地法関係事務処理要領に基づき願出のあった、下記の土地の現況証明願について議決を求めるものであります。

別紙のとおり1件であります。

番号1。

土地の所在、字上多和原野東1線48-19。

登記簿地目、畑。

現況、農地、採草放牧地以外。

面積、14㎡。

農地区分、一般民有地。

利用状況は、雑種地。

所有者名は、XXXXXXXXXXさん。

申請者、XXXXXXXXXXさん。

調査委員は、笛木委員、大泉委員、熊谷委員。

調査年月日は、令和2年1月16日となっております。

なお、調査結果につきましては、大泉委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 8番・大泉君。

○8番（大泉義明君） 8番・大泉です。

議案第165号、番号1について報告致します。

1月10日付けで調査依頼がありまして、1月16日に熊谷委員、笛木委員と事務局より小幡係長と現地調査を行ってまいりました。

配布資料の1ページから2ページをご覧ください。

当該地は、農家住宅にするために分筆された土地で、現況は雑種地となっており、隣接農地とはつきりと分けられておりました。

以上のことから、この土地は農地、採草放牧地以外であることを確認してまいりました。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、8番・大泉君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第165号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第166号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第8、議案第166号、農業振興地域整備計画の変更について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係大河原君。

○農地係（大河原広君） はい。

議案第166号について説明させていただきます。

農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2に基づき、標茶町長より意見を求められた下記の件について、意見を求めるものであります。

意見を求められた土地の表示は、別紙のとおり1件となっております。

番号1。

区分、除外。

地番、字虹別原野391番8。

現況地目、雑種地。

面積、3,486㎡。

事業計画の名称、太陽光発電設備建設事業。

事業主体、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

事業開始、除外後。

事業の規模等、太陽電池パネル360枚。

土地所有者、XXXXXXXXXX。

事業の必要性、緊急性、新たに太陽電池パネルを設置するものであります。

土地選定の理由、当該地は、地理的に送電線に容易に接続でき、傾斜もないことから、底地の整備も容易である。

周辺には農用地等以外の代替地も無く、周辺農用地等への影響も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

なお、番号1につきましては、調査委員であります笹木委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 14番・笹木君。

○14番（笹木眞一君） 14番・笹木です。

議案第166号、番号1について報告致します。

1月10日に事務局より調査の依頼があり、1月16日に高原委員、大泉委員と私、事務局より大河原主事で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の3ページから9ページに記載されていますのでご覧下さい。

この案件は、[REDACTED]さんが太陽光施設を建設するため、農振農用地区域内から除外することを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

調査の結果、妥当と判断し問題ないと思われまます。

この除外を受けようとする土地の表示及び状況、また除外しようとする面積は記載のとおり確認しております。

除外しようとする内容及び、目的、計画についても記載のとおり確認しております。

当該地は周辺に、代替地がなく、周辺農用地等への影響も軽微なことからやむを得ないものと判断をいたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました14番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第166号、内容1件については原案可決されました。

◎議案第167号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第9、議案第167号、農地法第3条の規定による許可申請について内容3件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係大河原君。

○農地係（大河原広君） はい。

議案第167号について説明いたします。

農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による農地等の権利移転（設定）の許可申請があった下記の件について、議決を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり3件となっております。

番号1。

譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字阿歴内483。

地目、登記簿、牧場。

現況、畑。

面積、6,029㎡。

契約の種類、売買。

権利移転設定の理由、譲渡人は国有地払下げのため、譲受人は粗飼料確保のため。

資金調達の方法及び価格、自己資金68,000円。

世帯員又は構成員、譲受人6名。

畑、採放地につきましては、譲受人が187,551㎡。

経営の状況につきましては、省略させていただきます。

なお番号1につきましては、調査委員であります津野委員より、ご報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 13番・津野君。

○13番（津野 斉君） 13番・津野です。

議案第167号、番号1について報告致します。

1月15日に事務局より調査依頼があり、1月19日に現地調査を行ってまいりました。

許可を受けようとする土地の表示及び状況は記載のとおりと確認しました。

譲渡人の■■■■■さんは、■■■■■のため農地を譲渡し、譲受人の■■■■■

■■■■■さんは粗飼料確保のため、今回の申請となりました。

権利を取得する、■■■■■さんの構成員、所有地及び経営地の状況は記載のとおり確認致しました。

権利を取得する飯塚さんの世帯員、所有地及び経営状況は記載のとおり確認しました。

■■■■■さんは申請地を譲受け後、農地すべてについて、耕作を行い、農作業に常時従事するかについても、申請書に記載されたとおり確認しましたので、農地すべてについて耕作に常時従事すると認められます。

また経営面積は申請地を含め約18.7haとなりますので、下限面積要件は満たしています。

権利取得後に農作業に従事し、耕作することによる周辺農地への影響はなく、効率的かつ総合的に利用されると認められます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、要件を満たしておりますので、許可については問題ないと判断致します。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあたられたました13番・津野君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係大河原君。

○農地係（大河原広君） はい。

番号2について説明させていただきます。

譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]さん。
譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字熊牛原野14線東6。

地目、登記簿、山林。

現況、畑。

面積、49,690㎡。

契約の種類、売買。

権利移転設定の理由、譲渡人は相手方要望、譲受人は採草事業実施のため。

資金調達の方法及び価格、自己資金10,538,000円。

世帯員又は構成員、譲渡人1名、譲受人25名。

畑、採放地につきましては、譲受人は2,515,352㎡うち借入地が744,499㎡。

経営の状況につきましては、省略させていただきます。

なお、番号2につきましては、調査委員であります渡邊委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 9番・渡邊君。

○9番（渡邊裕義君） 9番・渡邊です。

議案第167号、番号2について報告致します。

1月15日に事務局より調査依頼があり、1月17日に現地調査に行っておりま

許可を受けようとする土地の表示及び状況は記載のとおりと確認をしております。

当該地は、営農型太陽光設備が設置されている農地ですが、採草地であることを確認しております。

譲渡人の[REDACTED]さんは、相手方要望のため農地を譲渡し、譲受人の[REDACTED]
[REDACTED]さんは採草事業実施のため今回の申請となっております。

権利を取得する[REDACTED]さんの構成員、所有地及び経営地の状況は記載のとおり確認をしております。

[REDACTED]さんは申請地を譲受後、この農地すべてについて、耕作を行い、農作業に常時従事するかについても申請書に記載のとおりとなっております。

農地すべてについて耕作を行い、常時従事すると認められます。

また経営面積は申請地を含め、251haとなりますので下限面積要件は満たしています。

権利取得後、農作業に常時従事することによって、周辺農地への影響はなく、効率的かつ総合的に利用されることと認められます。

以上の事から、農地法第3条第2項各号に該当せず、要案件を満たし、以上のことから問題ないと判断を判断致しました。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号2について事務局の説明、並びに現地調査にあられたました9番・渡邊君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

番号3を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係大河原君。

○農地係（大河原広君） はい。

番号3について説明致します。

譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

譲受人、[REDACTED]さん。

土地の所在、字奥熊牛原野基線5-1。

地目、登記簿、原野。

現況、畑。

面積、2,545㎡外9筆、合計19,794.06㎡。

契約の種類、売買。

権利移転設定の理由、譲渡人が利便性向上のため、譲受人が経営規模拡大のため。

資金調達の方法及び価格、自己資金339,709円。

世帯員又は構成員、譲渡人3名、譲受人5名。

畑、採放地につきましては、譲渡人が501,605.44㎡、譲受人が1,070,334㎡。

経営の状況につきましては、記載のとおりとなっております。

なお、番号3につきましては、調査委員であります渡邊委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 9番・渡邊君。

○9番（渡邊裕義君） 9番・渡邊です。

議案第167号、番号3について報告致します。

1月15日に事務局より調査依頼があり、1月19日に現地調査を行ってまいりました。

許可を受けようとする土地の表示及び状況は記載のとおり確認をしております。

譲渡人の[REDACTED]さんは、利便性向上のため農地を譲渡し、譲受人の[REDACTED]さんは経営規模拡大のため今回の申請となっております。

権利を取得する、[REDACTED]さんの世帯員、所有地及び経営地の状況は記載のとおり確認をしております。

[REDACTED]さんは申請地を譲受け後、農地すべてについて、耕作を行い、農作業に常時従事するかについても、申請書に記載されたとおり確認をしております。

また経営面積は申請地を含め107haとなりますので、下限面積要件は満たしています。

権利取得後に農作業に従事し、耕作することによる周辺農地への影響はなく、効率的かつ総合的に利用されると認められます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、要件を満たして、許可については問題ないと判断致します。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号3について事務局の説明、並びに現地調査にあられたました9番・渡邊君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については原案可決されました。

以上をもって、議案第167号、内容3件は原案可決されました。

◎議案第168号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第10、議案第168号、農用地利用集積計画の作成の要請について、内容12件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号8まで内容8件、審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号8まで内容8件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

議案第168号について説明させていただきます。

農用地利用集積計画の作成の要請について、下記の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、標茶町長に農用地利用集積計画の作成を要請することについて議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積計画は、別紙のとおり12件であります。

番号1。

利用権の設定等を受ける者、
さん。

利用権の設定等をする者、
さん。

土地の所在、字上多和64-1。

地目、登記簿、原野。

現況、畑。

面積、114,853㎡外14筆、合計面積は476,212㎡。

利用権設定等の種類、所有権の移転。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

成立する法律関係、売買。

所有権移転の時期は、令和2年1月30日。

対価の支払期限、令和2年3月13日。

土地の引渡時期、対価の支払日。

価格は、13,449,000円。

支払方法は、指定口座振込みとなっております。

なお、番号2から番号8まで、利用権設定等の種類、成立する法律関係、所有権移転の時期、土

地の引渡時期、支払方法が番号1と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号2。

利用権の設定等を受ける者、
さん。

利用権の設定等をする者、
さん。

土地の所在、字虹別原野72-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、49,240㎡外1筆、合計面積は87,283㎡。

利用権設定等の内容、普通畑。

対価の支払期限、令和2年3月2日。

価格、5,805,000円。

なお、番号3から番号8まで、利用権の設定等をする者、利用権設定等の内容、対価の支払期限が番号2と同じです。説明を省略させていただきます。

番号3。

利用権の設定等を受ける者、
さん。

土地の所在、字クチョロ176-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、80,550㎡外4筆、合計面積は113,984㎡。

価格は、4,417,000円。

番号4。

利用権の設定等を受ける者、
さん。

土地の所在、字虹別原野546-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、43,995㎡外3筆、合計面積は189,913㎡。

価格、11,550,000円。

番号5。

利用権の設定等を受ける者、
さん。

土地の所在、字標茶625-2。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、51,146㎡外8筆、合計面積は300,430㎡。

価格は、20,053,000円。

番号6。

利用権の設定等を受ける者、
さん。

土地の所在、字虹別原野668-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、39,112㎡外3筆、合計面積は87,327㎡。

価格は、5,819,000円。

番号7。

利用権の設定等を受ける者、
さん。

土地の所在、字虹別原野73-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、48,077㎡外1筆、合計面積は96,506㎡。

価格は、5,842,000円。

番号8。

利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、字虹別原野440-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、47,516㎡。

価格は、3,080,000円。

なお、番号1から番号8まで、すべてあっせん案件でありますので、改めての現地調査は行っておりません。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1から番号8まで内容8件について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号8まで内容8件については原案可決されました。

続いて、番号9を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

番号9。

利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

利用権の設定等をする者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、字上オソツベツ原野基線12-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、11,527㎡外12筆、合計面積は211,363㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間は、令和2年1月30日から令和6年11月26日まで。

土地の引渡時期、令和2年1月30日。

金額は、年間192,800円。

支払方法、毎年12月10日までに指定口座振込となっております。

なお、番号9についてはあっせん案件でありますので、改めての現地調査は行っておりません。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号9について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号9については原案可決されました。

続いて、番号10を議題と致します。

なお、**■**番・**■**君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になっておりますので、除斥を求めます。

（**■**君退席）

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

番号10。

利用権の設定等を受ける者、**■**、**■**
■さん。

利用権の設定等をする者、**■**、**■**
■さん。

土地の所在、字上オソツベツ原野基線11-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、32,954㎡外9筆、合計面積は368,602㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間は、令和2年1月30日から令和6年11月26日まで。

土地の引渡時期、令和2年1月30日。

金額は、年間260,420円。

支払方法は、毎年12月10日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号10については、あっせん案件でありますので改めての現地調査は行っておりません。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号10について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長 (佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号10については原案可決されました。

(君復席)

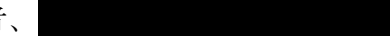
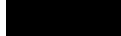
続いて番号11を議題と致します。

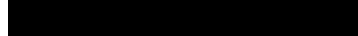
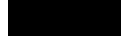
事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長 (小幡裕也君) はい。

番号11。

利用権の設定等を受ける者、、さん。

利用権の設定等をする者、、さん。

土地の所在、字標茶169-4。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、372㎡外2筆、合計面積は2,428㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間は、令和2年2月9日から令和7年2月8日まで。

土地の引渡時期、令和2年2月9日。

金額は、年間5,000円。

支払方法は、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、調査結果につきましては、平間委員より報告をお願い致します。

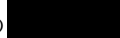
○会長 (佐瀬日出夫君) 10番・平間君。

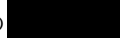
○10番 (平間 清君) 10番・平間です。

議案第168号、番号11について報告致します。

1月10日付けで事務局より調査依頼がありまして、1月21日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、継続の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主のさんは、相手側の希望により農地を貸付けするものです。

借主のさんは、農地を借受け、粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長 (佐瀬日出夫君) 以上をもって番号11について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました10番・平間君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長 (佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号11については原案可決されました。

続いて番号12を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長(小幡裕也君) はい。

番号12。

利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

利用権の設定等をする者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX

XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、字クチョロ原野219-1の内。

地目、登記簿、牧場。

現況、畑。

面積、254,556㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間は、令和2年1月30日から令和7年1月29日まで。

土地の引渡時期、令和2年1月30日。

金額は、年間381,834円。

支払方法は、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、高松委員に調査を依頼しておりましたが、本日は欠席しておりますので、届いております調査報告をもとに事務局より報告させていただきます。

議案第168号、番号12について報告致します。

1月10日付けで事務局より調査依頼がありまして、1月15日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、新規の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主のXXXXXXXXXXさんは、相手側の希望により農地を貸付けするものです。

借主のXXXXXXXXXXさんは、農地を借受け、粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断いたしました。

以上で高松委員の代理報告を終わります。

○会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって番号12について事務局の説明、並びに現地調査にあられました2番・高松君の代理報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号12については原案可決されました。

以上をもって、議案第168号、内容12件は原案可決されました。

◎議案第169号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第11、議案第169号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてを議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

議案第169号について説明させていただきます。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、令和元年11月28日に全国農業委員会会長代表者集会において、「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」が決議され、この申し合わせ決議の趣旨に則り、下記のとおり決議することについて議決を求めるものであります。

本議案につきましては、公的機関である農業委員としてその職務遂行にあたり、法令遵守する姿勢を明文化して取り組んでいくことに、申し合わせ決議を行うものとなっております。

決議する内容につきましては、別紙のとおりとなっております。

読み上げいたしますので、農業委員の皆様には決議内容にご賛同いただき、今後の農業委員会活動を行っていくに当たり、申し合わせ内容のご審議を行っていただくものとなっております。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議、私たち農業委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

1. 農業委員会が担ってる職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。

特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2. 農業委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。
- 令和2年1月27日。

標茶町農業委員会。

なお、本議案議決後はですね、毎年度総会において同様の申し合わせ決議を継続して取り組み、標茶町農業委員会として法令遵守の徹底を図っていくものと致します。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第169号は原案可決されました。

◎閉議の宣告

○会長（佐瀬日出夫君） これをもちまして、第32標茶町農業委員会総会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。

◎閉会の宣告

○会長（佐瀬日出夫君） 第32回標茶町農業委員会総会を閉会致します。

どうも御苦労さまでした。

(午前11時00分閉会)